平成２３年（フ）第２９３７号
札幌市北区北33条西３丁目２番25―302号
債務者　鈴木奈穂子（旧姓真藤）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６５号
札幌市東区北33条東17丁目３番15―401号
債務者　嶋　　映昭
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２６号
札幌市白石区栄通２丁目４番５―202号
債務者　菊池　泰輝
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
北海道枝幸郡枝幸町幸町7961番地１
債務者　那須野芳幸
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２０号
北海道名寄市西９条南５丁目15番地２
債務者　櫻井　光雄
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２２３号
群馬県邑楽郡板倉町大字除川960番地の１
債務者　渡部　樹也
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２４号
群馬県邑楽郡板倉町大字除川960番地の１
債務者　渡部　芳美（旧姓信田）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３７０号
群馬県高崎市下豊岡町179―６、住民票上の住所前橋市元総社町１丁目34番地９
債務者　羽鳥　美紀（旧姓石井・滝澤）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５０４号
埼玉県春日部市小渕655番地23、旧住所埼玉県春日部市大畑９番地　日神パレステージ武里214号
債務者　吉澤　輝彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７７号
埼玉県八潮市大字２丁目82番地１　八潮ヂラフィ105号
債務者　小森　英城
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番３―304号
債務者　長尾　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
千葉県旭市江ケ崎189番地セゾンドジュネス101
債務者　安藤　義智（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
千葉県銚子市小畑新町7785番地　マリンビレッヂＣ―３
債務者　阿尾　孝弘
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８８号
千葉県銚子市小畑新町7785番地　マリンビレッヂＣ―３
債務者　阿尾　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
千葉県銚子市前宿町680番地　小原荘102号
債務者　石毛　貞明
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０１号
千葉県山武郡大網白里町仏島20番地６
債務者　田中　朋美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２５号
神奈川県厚木市水引２丁目７番９号　水引ハイツ103
債務者　高橋　清志
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部